

第18回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年11月22日 火曜日 午後1時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

- (1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄
- (2) 議事事項
 - ① 漁業許可の更新等について (諮問)
 - ② 第15次漁業権切替えに係る漁場計画策定方針 (海面) <案> について
 - ③ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議結果概要 (報告)
 - ④ 10月の許認可実績について (報告)
 - ⑤ その他
- (3) 通知を發した年月日 令和4年11月15日

3. 出席者

出席委員 (12名)

会長	稲村 幸雄		
委員	小川 秀樹	委員	勝木 省司
〃	坂下 優	〃	杉野 哲也
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

欠席委員 (2名) 新谷 栄作、川島 和彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、小柳主幹、須沼専門員
川田技師

事務局 辻局長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

- (1) 漁業許可の更新等について (諮問) (資料1参照)
 - ① 制限措置・許可等を申請すべき期間について (諮問)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
 - ② 許可等の取扱方針の制定及び一部改正について
上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。
- (2) 第15次漁業権切替えに係る漁場計画策定方針 (海面) <案> (資料2参照)
水産課から説明を受けた。

(3) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議結果概要
(資料3参照)

事務局から報告を受けた。

(4) 10月の許認可実績について(報告) (資料4参照)
水産課より報告を受けた

6. 委員会終了時間 午後14時00分

第18回海区漁業調整委員会の議事の顛末

辻 局 長 | 定刻となりましたので、第18回石川海区漁業調整委員会を開催します。なお、本日は新谷委員、川島委員から欠席の連絡を受けております。それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | どうも皆様ご苦勞様でございます。今回は日本海ブロック会議をご出席いただきましてありがとうございました。11月に入ってブリの回遊が順調なようでございます。この先、期待をできるのかなあと思います。煌ということでブランド化もされているようでございます。これが人気を呼んで石川県の魚全体のイメージアップにつながってくればと十分に期待をしているところでございます。それでは会議に入りたいと思いますのでよろしくをお願いします。

辻 局 長 | ありがとうございました。議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。最初に次第、資料-1「漁業の許可の更新等について」諮問文が先頭にあるもの、資料-2「第15次漁業権切替に係る漁場計画策定方針（海面）〈案〉」、資料-3「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議結果概要」、資料-4「10月の許認可実績について」、最後に、最新の漁海況情報をおつけしています。以上ですが、お手元におそろいでしょうか？

[全員、資料がそろっていることを確認]

それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を杉野委員と笹波委員をお願いします。

[両委員 了承]

では、議題1の「漁業の許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の策定及び制定についても説明をお願いします。

辻 局 長 | 資料-1をご覧ください。最初のページのとおり知事より諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師 | 水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は3ページから8ページになります。

す。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、3ページ及び4ページにありますように、固定式刺し網漁業（雑魚類）及び小型定置網漁業です。これについて順にご説明いたしますので、まずは3ページと5ページを併せてご覧ください。まず（1）固定式刺し網漁業（雑魚類）について、3ページでお示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と遊休許可の枠数管理の数です。

これについて資料5ページの（1）枠数管理からの新規許可についてというところでご説明いたします。今回、県漁協美川支所及び小木支所から、固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り変更し、取扱い方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の145件、うち遊休許可の名簿管理の数51件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から2件を新たに許可することにより、変更後の許可数は147件となります。遊休許可の名簿管理の数は51件と変わりません。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の45件から2件減って43件になります。以上を踏まえ、3ページに記載の（1）固定式刺し網漁業（雑魚類）の制限措置について、美川支所及び小木支所で2段に分かれておりますが、許可または起業の認可をすべき船舶等の数をそれぞれ1、遊休許可の枠数管理の数をそれぞれ27、16とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間については、現在操業時期であり、ひと月の申請期間を取ると当該漁業の時期を失し経営に支障を及ぼすことから、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和4年11月22日から令和4年11月29日までとします。なお、許可の取扱い方針については、今回資料として添付していませんが、取扱い方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

次に4ページ記載の（2）小型定置網漁業についてです。4ページでお示ししております制限措置のうち、薄いグレーに塗ってある太枠の部分になりますが、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠数管理の数がご審議いただく内容となっております。こちらについて、5ページの

（2）許可の更新でご説明いたします。こちらは許可の有効期間が満了するため、引き続き許可を更新するものです。対象は金沢支所、美川支所、ななか支所で、許可件数は4件うち、遊休許可の名簿管理の数0件となっております。6ページ以降に添付しております取扱い方針については、漁業法の改正に合わせて書きぶりを変えていますが、内容には変更ありません。以上を踏まえ、4ページに記載の（2）小型定置網漁業の制限措置について許可または起業の認可をすべき船舶等の数を4うち遊休許可の名簿管理の数0、漁業を営む者の資格については記載のとおり、遊休許可の枠数管理の数を0とします。申請すべき期間については、令和4

年11月22日から令和4年12月21日までとします。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

では、議題2の「第15次漁業権切替えに係る漁場計画策定方針について」水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員

水産課の須沼です。これまでお示ししてきた漁業権切替えのスケジュールのとおり、本日は第15次漁業権切替えに係る海区漁場計画策定方針についてご説明します。

今回の漁業法改正後、初めての漁業権切替えとなっております。そこで、方針につきましても、新たな制度や考え方を反映するような内容となっております。

まずは第1として基本方針です。「漁業法」や「海面利用制度等に関するガイドラインについて」や「海区漁場計画の作成等について」等の国の技術的助言に基づき、海区漁場計画を策定することとしております。第2として、海区漁業調整委員会との関係ですが、これにつきましては、漁業法上の考え方も変わっておらず、海区漁場計画の策定にあたっては、漁場の利用に関する漁業関係者の声を十分把握し、海区漁業調整委員会と相互の意見交換等密接な連絡を保ちつつ加え、海区漁場計画案として責任あるものを海区漁業調整委員会に示し、その意見を聴いた上で海区漁場計画を決定することとします。第3に利害関係人の意見聴取です。こちらは新たな制度となります。利害関係人の意見聴取にあたっては、行政手続法の意見公募手続きの方法を参考とし、県ホームページへの掲載など利害関係人による閲覧が容易な方法を活用することとします。また、前回中村委員からご指摘いただきました、ホームページが見られない方への配慮につきましては、県漁協組合で資料を閲覧できるなどの対応を考えております。第4に他の法令との関係については、これまでどおりの考え方で、港湾法、港則法、海岸法等の他の法令にも関係するような場合は、あらかじめ当該区域を管理する長と協議し調整を図ることとします。第5「漁場の区域」の表記につきましては、これまで区画漁業権と定置漁業権では緯度経度表記としてまいりましたが、今回より共同漁業権においても緯度経度を基本とすることとします。第6の活用漁業権と類似漁業権については新たな考え方となります。適切かつ有効に活用されている漁業権、これを活用漁業権と

いいですが、活用漁業権があるときは、漁場計画におおむね等しいと認められる漁業権として類似漁業権を設定することとします。漁業法においても、活用漁業権があるときは類似漁業権として漁場計画に設定することとされており、第7の新規漁業権の設定については、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、新規漁業権の設定の検討を行うこととします。第8の共同漁業の海区漁場計画の設定についての考え方です。活用漁業権と判断されない場合であって、総合的に考慮した結果として、漁場価値がないと判断されるものについては、海区漁場計画に設定しないこととします。つぎに、第一種共同漁業の対象となる水産動植物については、農林水産大臣が指定した定着性の水産動物は、標準和名が国で例示されていることに鑑みて、本県においても第一種共同漁業の名称に含まれる標準和名を明示することとします。そして第一種共同漁業の「漁業時期」ですが、当該漁業における管理の一貫性の観点から、その操業時期や禁漁期間にかかわらず周年とします。第9の区画漁業の海区漁場計画の設定についての考え方です。共同漁業権と同様に、活用漁業権と判断されない場合であって、総合的に考慮した結果として、漁場価値がないと判断されるものについては、海区漁場計画に設定しないこととします。つぎに、漁具放置の未然防止対策として、経営悪化等に伴い休業に至った場合の漁具回収の履行の徹底について、免許交付時に漁業権者に対して指導するとともに、免許期間中の操業確認体制を整備することとします。第10の定置漁業の海区漁場計画の設定についての考え方ですが、内容については、区画漁業と同様となっております。第11の沿岸漁場管理についてですが、これは新たな制度となります。漁業法において、知事は海区漁場計画において、水産動植物の生育環境の保全などのために保全活動を実施すべき漁場を保全沿岸漁場として設定することができることとされており、その保全沿岸漁場の存続期間については、設定される漁場の漁業権、これは共同漁業権を想定しておりますので共同漁業権の存続期間と同じとします。第12の海区漁場計画の公示については、原則インターネットで行うこととします。漁場計画公示後の免許申請手続きもあることから、漁協へは別途通知することとなります。最後に海区漁場計画の変更についてです。これまで本県においては、海区漁場計画作成後つまり免許期間中においては、原則新規漁業権を含む漁場計画の変更を認めてきておりませんでした。今後は海面の総合的な利用や漁場利用促進のため、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる場合は、海区漁場計画の変更についても柔軟に対応してまいりたいと考えております。ただし、漁場計画変更による新規漁業権の存続期間については、その次の一斉切替えまでの期間といたします。

以上が第15次漁業権切替えに係る海区漁場計画策定方針となります。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等なし]

ないようであれば、次に議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果」について事務局より説明をおねがいします。

辻 局 長

事務局より報告いたします。先日10月18日に日本海ブロック会議が行われました。結果について皆様出ていただきましたので簡単にご説明いたします。資料3をご覧ください。開催場所は石川県金沢市KKRホテル金沢、出席者は水産庁の管理調整課遊漁室、海区漁業調整委員会の連合会、それと北海道から福岡までの各海区の会長及び事務局の合計48名。皆様方も含めて48名の出席になっております。結果の概要ですけれども、まず議題1としまして令和4年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動の結果について全漁協連の事務局、これは静岡海区の当番になります。こちらのほうから報告がありました。議題2として、来年度の要望事項につきまして資料に基づき各提案海区から説明があり、全件を取りまとめの上、全漁協連に提案することとなりました。石川県からもブロックを通じてですが、この委員会で議論していただきました、太平洋クロマグロの資源管理や外国船問題について提案させていただいております。最終的なとりまとめは先日終わりました、こちらのほうから全漁協連に提案してあるところでもあります。議題3としまして、来年度のブロック会議の次期開催地について山口県と決定しております。議題4で水産庁からの情報提供としまして、海区調整委員会の権限と役割について情報提供がありました。石川海区からもいろいろ質問をさせて頂きまして、良い議論ができたなと思っています。以上です。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

稲 村 会 長

ないようであれば、次に、議題4「10月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

[資料4に基づき件数を報告]

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質疑応答なし]

それでは、「その他」で何かございますか。

坂 下 委 員

これはおそらくお願いになるのだと思いますが、石川県漁海況情報の石川県主要港の水揚げ状況というところで漁獲量の集計があります。いつも思うのですが、これはいつも16日から31日

までとなっております。これではあまり参考にならないので、1日から31日までにならないのですか。

沢田課参事 水産総合センターでまとめているのは、だいたい2週間分ということですが、今まで漁業者さんとの要望も聞いてこのような形にしていると思いますので、ご相談させていただきたいと思ます。

坂下委員 せっかくやっているのに、これでは何も比べることもできない。参考にならないと思います。できたら1日から31日までと1ヶ月単位にしたほうがよろしいのではないかと思います。

沢田課参事 その点については、水産総合センターとお話しさせていただくという形でお願いいたします。

稲村会長 他にはございませんか。なければ、事務局からお願いします。

辻局長 次回の委員会ですが、12月13日(火)13:30から本日より同じく、県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いたします。なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。

稲村会長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲村会長 以上を持ちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員